

大阪市におけるDNAR対応

大阪市の概要



大阪市の概要



- ・人口 2,716,989人
(H30・4現在)
- ・面積 225.21km²
- ・行政区 24区
- ・消防職員 3,509人
(H30・4現在)

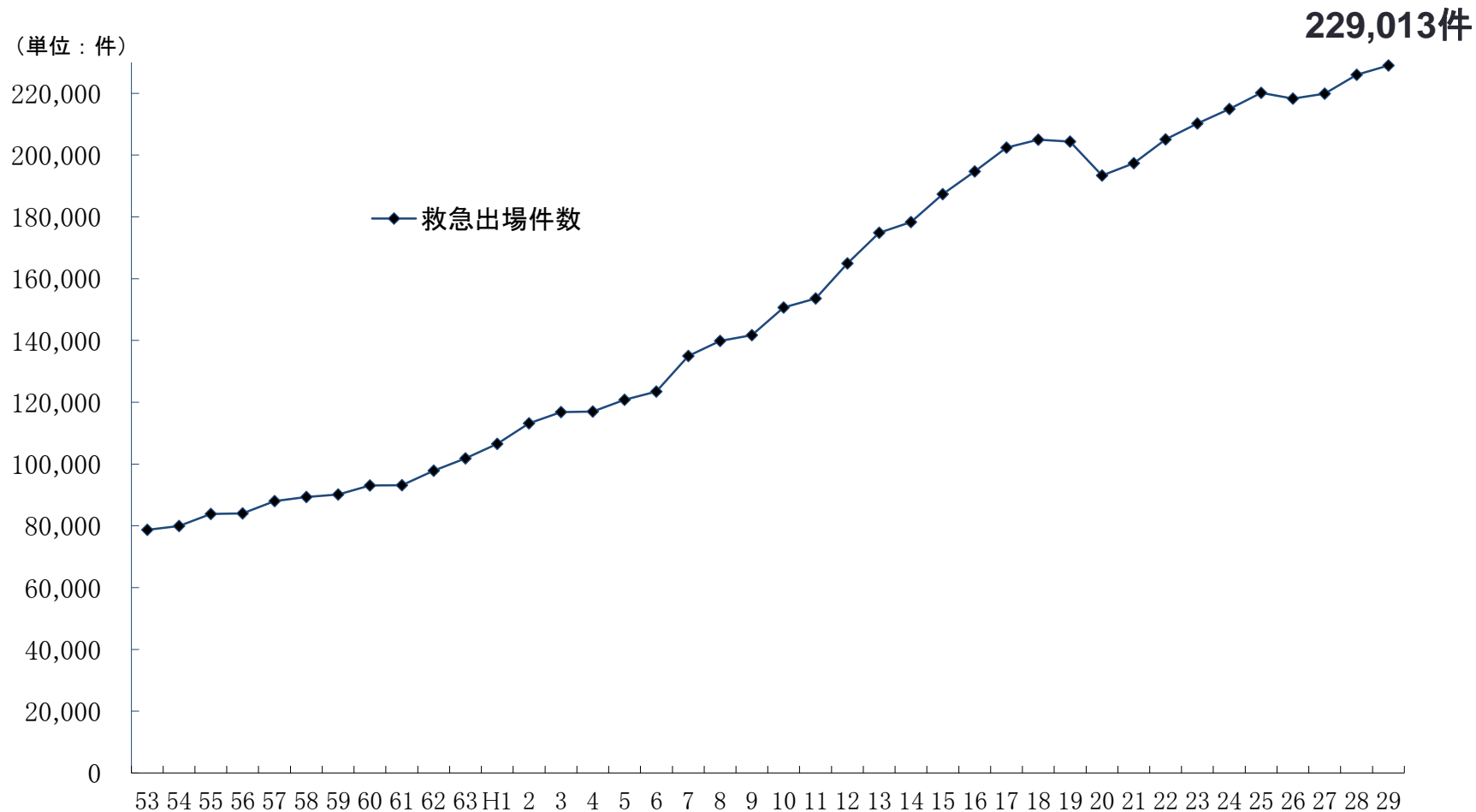
救急体制の現況

- 救急隊数 63隊(平成29年4月1日～)
- 救急隊員 630人(平成29年4月1日～)

救急活動状況

区分	平成29年	平成28年	対前年比	1日当り
出場件数	229,013	226,048	2,965	627.4
搬送人員	188,137	183,938	4,199	515.4
現場処置人員	6,248	6,552	△304	17.1
医師搬送件数	4	5	△1	0.0
資器材等輸送件数	1	1	0	0.0
不搬送件数	41,591	42,926	△1,335	113.9
市域内出場件数	228,947	225,948	2,999	627.3
市域外出場件数	66	100	△34	0.2

救急出場件数の推移



大阪市における救急搬送人員に占める65歳以上の方

	平成29年	平成28年	前年比
全救急搬送人員	188,137人	183,938人	4,199人 (2.3%)
高齢者(65歳以上)の 救急搬送人員	99,606人 (52.9%)	94,448人 (51.3%)	5,158人 (5.5%)
成人(18歳~64歳)の 救急搬送人員	73,994人 (39.3%)	74,309人 (40.4%)	△315人 (△0.4%)

75歳以上の救急搬送人員の推移

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H29－H25 (増減)
0～74歳	119,090 (67.7%)	118,694 (67.3%)	117,719 (65.8%)	114,318 (62.2%)	119,159 (63.3%)	69
75歳以上	56,697 (32.3%)	57,714 (32.7%)	61,188 (34.2%)	69,620 (37.8%)	68,978 (36.7%)	12,281
計	175,787	176,408	178,907	183,938	188,137	12,350

(単位：人)

当局におけるDNARを告げられたときの対応

- 基本的な考え方

傷病者本人による事前の意思表示がなされている場合であっても、その真意探求は救急隊員にとってほとんど不可能

「疑わしきは生命の利益に」という考え方で、搬送傷病者の生命保護を最優先

消防法第2条9項の規定に従って、迅速的確に傷病者を医療機関に搬送すべき



当局におけるDNARを告げられたときの対応

・活動要領

● DNARは、本人または家族等の意思表示を受けて、医師が心肺蘇生法などの積極的な救命処置を行わないということであり、救急要請により出場した救急隊が傷病者の観察を行った結果、医療機関に搬送する必要がある場合には、家族や関係者に消防法に基づく活動を遂行しなければならない旨を十分に説明のうえ、必要な応急措置を継続して医療機関に搬送すること。

● 特定行為の実施については、インフォームドコンセントを十分に行い、家族等の同意を得たうえで実施すること。ただし、同意が得られなかった場合には、オンラインMCにより指示医師にその旨を伝え、その指示に従うこと。

当局におけるDNARを告げられたときの対応

- 心肺停止状態の傷病者を不搬送にできる場合とは、大阪市消防局救急規程第20条(死亡者の取扱い)に規定する場合であることから、それに該当しない場合にはDNARである旨を告げられた場合であっても、医療機関に搬送する必要があることを認識して活動すること。

【大阪市消防局救急規程】

第20条(死亡者の取扱い)

救急隊は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合はこれを搬送しないものとし、警察官又は当該傷病者の関係者に引き継ぐことを原則とする。

DNAR事案に関する救急隊員の悩み

- 救命処置を実施することで蘇生はしたが、脳死に近い状態となった場合、家族から「こんなことを希望していない」と言われることも…
- 消防として119番通報があり、要請を受けた限りは、救命するためにできることはすべてやりたい。
- 増えてきているDNAR事案に対して、救急隊としてどう対応するのか。
- ICのこと、書面のこと、どこまで現場で聴取するのか。

消 救 第 7 8 2 号
平成 27 年 2 月 23 日

各 消 防 署 長 様

救 急 課 長
(担 当 : 救 急)

DNARを告げられた場合の救急活動について

標題について、救急活動時に家族や関係者からDNARである旨を告げられた場合の対応は、次により行うよう所属職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 DNARは、本人または家族等の意思表示を受けて、医師が心肺蘇生法などの積極的な救命処置を行わないということであり、救急要請により出場した救急隊が傷病者の観察を行った結果、医療機関に搬送する必要がある場合には、家族や関係者に消防法に基づく救急活動を遂行しなければならない旨を十分に説明のうえ、必要な応急処置を継続して医療機関に搬送すること。
- 2 特定行為の実施については、インフォームドコンセントを十分に行い、家族等の同意を得たうえで実施すること。ただし、同意が得られない場合には、オンラインMCにより指示医師にその旨を伝え、その指示に従うこと。
- 3 心肺停止状態の傷病者を不搬送とできる場合とは、大阪市消防局救急規程第20条（死亡者の取扱い）に規定する場合であることから、それに該当しない場合にはDNARである旨を告げられた場合であっても、医療機関に搬送する必要があることを認識して活動すること。（DNAR指示は、大阪市消防局救急規程第21条（搬送を拒んだ者の取扱い）には該当しない。）